

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第108号 令和7年度岩国市一般会計補正予算（第2号）

議案第124号 令和7年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第115号 令和7年度岩国市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第117号 岩国市屋外広告物等に関する条例

議案第122号 岩国市下水道条例等の一部を改正する条例

議案第123号 岩国市水道条例の一部を改正する条例

以上4議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第117号 岩国市屋外広告物等に関する条例の審査におきまして、

委員中から、「本条例により重要文化的景観に選定された城下町地区において、屋外広告物の表示等に必要な規制を行うことが可能となることについては、大変賛同できる。

また、この地域は美しい日本の歴史的風土100選にも選定された地域でもある。とりわけ大明小路を中心として、昔は職業別の地名がついており、そのような歴史的な町名として米屋町をはじめ、材木町、寺町、魚町、鉄砲小路、登富町、塩町、それらに加えて、城下町特有の防衛のための町であった曲尺町など、歴史の示すところである。

本条例を契機として、こうした城下町特有の歴史的な町名の掲示をいま一度しっかりと行って、観光客の方に歴史を感じていただくとともに、住民の方にも歴史のある町であることを改めて認識していただくことについて、市はどのように考えているか」との質疑があり、

当局から、「委員御紹介の岩国七町については、岩国市歴史的風致維持向上計画や本条例においても対象地域としていることから、歴史的な町名を大切にし、観光客の方にも分かりやすく伝わるよう、今後検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、委員中から、「本条例の対象地区に限らず、岩国市全域において、昔の町名を若い世代を含めた多くの方によく知ってもらえるよう、市として取り組む考えはないか」との質疑があり、

当局から、「一部の地区においては、そういった案をお聞きしている状況もあり、昔の町名を広く市民の方や観光に来られる方にも知っていただけるようにこれからも工夫してまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。
なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。